●報告●

都市農業とまちの活性化

～伝統野菜でのまちおこしから江戸東京野菜コンシェルジュ育成事業まで～

納所　二郎
ＮＰＯ法人ミュゼダグリ

１．都市の農地を残したい

（１）　都市環境の中の農地

現在、大都市郊外の農地は減少の一途をたどっている。東京都の郊外都市である小金井市もその一つである（図１）。

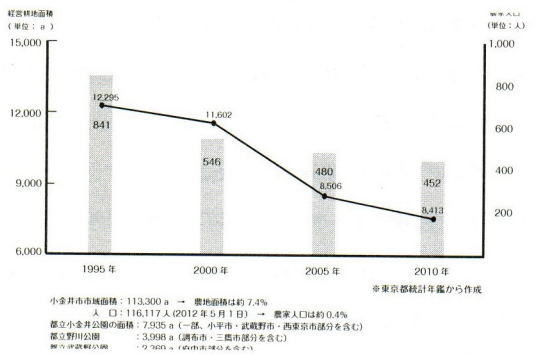

図１　小金井市の農地と農業人口の変遷

小金井市の農地面積は 2010 年には約 84ha で、市内の 3 つの都立公園面積を下回っている。とはいえ、市域面積の 7%を占める農地は、いわゆる農業生産機能以上に、都市の環境的機能にとって重要な存在といわなければならない。しかし、都市農地で営農することは農家にとって困難であり、勢い農地転用を希望する傾向にある。

ことに相続が発生したときには、宅地並み相続税課税となることと、先行き不透明な都市農業の現状によって、「生産緑地」（大都市周辺の都市計画区域内に存在する従来からの農地・森林等＝都市計画法上では宅地＝を環境等に寄与する緑地として扱うもので生産緑地法による指定要件を満たすもの）から外れることが多い。しかも近年の地方自治体の財政基盤では、生産緑地法の買い取り規定（注 1）にもかかわらず、公園緑地等の公共的に環境担保が可能な用地として買い取ることができず、結果、農地が宅地転用され、生産緑地法の精神が活かされていない。

（２）　都市的土地利用との競合

都市農地が、生産緑地法の規定により固定資産税は農地課税となっているにもかかわらず、多くの都市農家は「農業」の継続には消極的である。都市農地の場合、土地生産性がいくら高くても、競合する都市的土地利用に比べれば、数分の一にも満たない収益性でしかないからだ。

たとえば小金井市で、駐車場なら 1 台あたり 25 ㎡として月 14,000 円、１ａあたりで 4 台 56,000 円となる。10a（約 1 反）で 56 万円、年間の利用率を 60%としても約 400 万円になる。反収で年間 400 万円は、農作物では不可能だろう。どんなに環境的価値を言い立てても、じっさいに都市的土地利用との収益格差がここまで大きければ、生産緑地の維持を農家に押しつけることはできない。少なくとも生産緑地のままで駐車場経営程度の収益が上がる方策が必要になる。

そうであれば、民間の力で農地の環境的価値を守ることができる。自治体が生産緑地を買い上げ、公園緑地にすれば維持管理にも税金投入が求められるが、このような展開であれば、維持管理費をかけずに農地が維持されるだけでなく、収益に対する所得税収入も期待できる。

（３）　レクリエーション農業の提案

そこでミュゼダグリは当初、東京都心部の住民を対象とする「レクリエーション農業」を提案した。いわば農地を維持しながら、「栽培・収穫レクリエーション」というサービス商品を農産物とする発想である。1 区画 25 ㎡で月 15,000 円。日常の維持管理を農家が行う。

ただ、ここでも問題は、ひとつは生産緑地法を狭く捉えようとする税務当局の狭量と、自治体が市民サービスという美名のもとに異常な廉価で貸し出している「市民農園」であった。前者はいかんともし難いところがあるが、後者については、市民が応分のコストも負担しないわけで、受益市民とそれ以外の人々との間に不公平が生ずることになる。

このような状況から、わたしたちは「レクリエーション農業」の実現には時期尚早と判断した。

2．まち全体をミュージアムに

（1） 江戸東京の住・衣プラス食べ物

そこでわたしたちは、改めて小金井市の都市農業に付加価値をつける方策を検討した。小金井市の地図をじっくりと眺め、考えついたのが「江戸東京野菜」による小金井農業の活性化プラスまちおこしであった。

都立小金井公園には「江戸東京たてもの園」があり、東京農工大学には繊維博物館（現・科学博物館）がある。前者は江戸～昭和の建物が移築展示され、後者では江戸から続く繊維の技術伝承なども行われている。いわば江戸東京の「住」と「衣」の博物館が小金井市には存在しているのである。これに「食」を加えれば、まち全体が江戸東京の生きたミュージアムとなる。

わたしたちは、東京の伝統野菜についてどの程度栽培されているか、さまざまな角度から調べてみた。その中で、福井功さんの『江戸・東京名産野菜の話』（1992 年・私家版限定 10 部）という著作を農山村文化協会図書館で見出したのと、東京都農業試験場江戸川分場主任研究員（当時）の野呂孝史さんに出会ったことが、大きな第一歩であった。

福井さんは当時すでに故人であったが、ご家族からこの著作の自由な使用を許され、また亀戸大根や大蔵大根、伝統小松菜、しんとり菜など東京の伝統野菜の栽培研究をやっていた野呂さんには、栽培法から味まで、さまざまな示唆をいただいた。

このような経緯を経て、「小金井を江戸野菜で元気に」という提案書を作成したところ、2004 年 8 月に小金井公民館貫井南分館の広瀬泉さんにより公民館講座に取り上げられることになった。さらに 2005 年には、小金井市経済課経由で東京都の地域振興プロジェクトに江戸東京野菜プロジェクト（『水湧（みわ）くプロジェクト』：三鷹市との合同プロジェクト）が取り上げられ、小金井市は本格的に「江戸東京野菜のまち」として認められることになった。

（2） 農商連携の始まり～江戸東京野菜のまちに～

小金井市が自らも予算をつけ、単に小金井市の都市農業の活性化だけではなく、江戸東京野菜を市内の飲食店で「料理」として提供することで、農商連携のまちづくりが始まった。

その皮切りが「江戸東京たてもの園」で 2007 年 1 月に行われた『江戸雑煮を食べよう』という展示・PR 事業であった。伝統小松菜と亀戸大根を用いた雑煮 500 食を来園者に振る舞ったが、NHK の取材が入るなど、小金井市での江戸東京野菜の取り組みが広く認識される契機となった。以後、春の桜の時期には小金井市の農家が栽培した江戸東京野菜を用いた「お花見弁当」をさまざまな飲食店が調製して販売しており、秋には各店がオリジナルの丼料理に仕立てて提供する「黄金丼（こがねどん）フェア」が開催されるなど、小金井市での農商連携は着実に進んできた。

このような取り組みは、都市農地の保全にとって、経済的な意味ではやや迂遠なところはあるが、少なくとも小金井市の農家の活動が広く認められ、営農のインセンティブとなっていることは確かである。また、農商連携の手法は、将来、「レクリエーション農業」が可能となるとき、大いに参考になるものといえる。

3．江戸東京野菜コンシェルジュ育成

（1）　学生たちも活動に加わる

2008年、小金井市市制50周年記念事業として公民館が主催した『私たちの提案−食を通じた街の活性化−』に参加した小金井市内の学生たちの有志が、小金井をひっくり返すという意気込みで「いがねこ」というサークルを結成した。彼らはまず2009年に『江戸東京野菜料理コンテスト（スイーツも含む）』を実施する。これには、審査員として江戸文化研究者の田中優子さん、料理研究家の枝元なおみさん、東京農工大学の“生協の白石さん”など、そうそうたる方々がボランティアで協力してくださり、学生ならではの楽しいイベントとなった。現在も小松菜ラーメンの開発はじめ、積極的に江戸東京野菜のまちおこしを実践している（現在の彼らの活動は http://iganeko.jugem.jp/ を参照）。

江戸東京野菜は、このようにさまざまな活動を引き起こす素材となったが、伝統野菜としてはイメージ先行でその実体は意外に知られていない。栽培農家の営農のインセンティブをさらに高めるためにも、さらに広く江戸東京野菜への理解を深めることが求められるようになった。

（2）　江戸東京野菜の普及を目指す

2011年、内閣府が東京都を通じて『新しい公共の場づくりモデル事業』を募集しており、わたしたちは小金井市を通じて、提案をして採択された。それが、江戸東京野菜コンシェルジュ育成事業＝「江戸東京野菜」の普及推進を図る人材「江戸東京野菜コンシェルジュ」を育成するとともに、学校教育や社会教育の現場に派遣することで、小金井市における食育や地産池消の普及推進、農業の活性化に寄与する事業＝である（図2）。

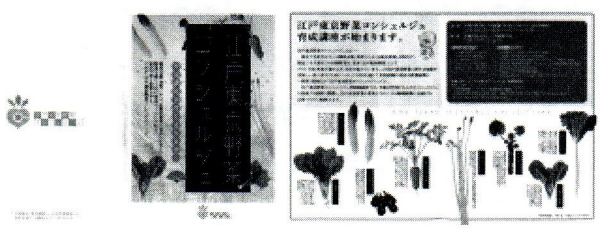

図2　コンシェルジュ事業のチラシ

この事業は東京の伝統野菜である江戸東京野菜の普及を目的としているが、その基本理念は、「命をつなぐ種子」（注2）について生産者や販売者、調理人、消費者に理解を深めてもらい、江戸東京野菜の栽培法や食文化、調理法等についても、第三者に伝えられる知識を養ってもらうところにある。2012年5月12日〜6月30日の第1期は農業関係者や栄養教諭等，学校関係者等を中心に、10月13日〜12月8日の第2期は一般の希望者も受け入れ7回講座を開催，2期とも定員を大幅に越す応募があり、50名を越す修了者が生まれ各地の小学校に食育授業に行く等，幅広い活動をしている。

多くの人々に東京の伝統野菜『江戸東京野菜』について関心を持ってもらうことが、東京郊外の都市農家の営農意欲につながり、都市農地を維持する力になればと、わたしたちは期待している。

注

1）生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号　最終改正：平成23年8月30日法律第105号）

第11条　市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

2 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先して定めなければならない。

2）野口勲（2008）『いのちの種を未来に』創森社
3）大竹道茂（2009）『江戸東京野菜』物語篇・農文協
4）大竹道茂（2009）『江戸東京野菜』図鑑篇・農文協
5）野村圭佑（2005）『江戸の野菜』八坂書房
6）渡辺善次郎（1983）『都市と農村の間』論創社
7）江原絢子・石川尚子・東四柳祥子（2009）『日本食物史』吉川弘文館